

宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会

—退院支援（地域移行）・地域定着支援に係る調査結果分析—

障害福祉課 ○川越聡一郎

Key words: 精神障害, 相談支援, 地域移行**I 目的（ねらい・理由）**

精神病床の新規入院患者のうち約9割が1年以内に退院している一方で、入院患者約30万人のうち6割強が入院期間1年以上で、高齢長期入院患者の対応が課題となっている。平成24年から障害者入所施設等や精神科病院からの地域移行・地域定着支援が個別給付化され、平成26年からは対象者の拡大、精神保健福祉法の改正があったが、地域移行・地域定着支援の実績は多くない（平成25年度移行支援6件、定着支援2件（県内））。平成26年度から再開した宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会において、精神障害者の地域移行・地域定着の実態と課題を把握すること、必要な支援の検討を行うことを目的として調査を実施した。

II 方法**1. 対象**

2014年10月1日時点で、精神病床を有する病院（36病院：回答30病院 回収率83.3%）、地域生活の移行支援を行う指定一般相談支援事業所（35事業所：回答25事業所 回収率71.4%）、障害福祉サービス等利用計画作成を行う指定特定相談支援事業所（61事業所：回答41事業所 回収率67.2%）を対象（県内）とし、回収数は96票（132票送付中）（回収率72.7%）であった。

2. 調査方法

郵送による質問紙調査（返信用封筒にて回収）。事前に宮城県精神科病院協会月例会、宮城県精神科病院長会議で調査概要を説明。

3. 調査回答期間

2014年10月1日～11月14日

4. 主な調査内容

精神障害部会で議論の上、職員の職種やスキルアップの機会、退院可能性のある患者数、支援の現状（きっかけ、時期、数、内容）、支援に繋がらない理由、支援課題、研修の希望、病院から見た各関係機関の役割など、30～37項目について調査を実施した。

5. 調査に際しての倫理的留意

調査目的を明らかにし、個々の内容が公表されない旨の説明の上、協力同意を得た。調査データは管理者が一元的に管理している。

6. 分析方法

集計結果は単純集計およびクロス集計を行った。

III 結果

県内精神科病院には退院後生活環境相談員が113名（平均3.8名）配置され、一職員当たり37.8名を担当している。入院患者4,272名中、濃密な治療を行えば1年以内に退院可能な1年以上の入院者数は535名、うち認知症以外の入院者数424名である。調査時点で相談支援事業所が関わっているのは19病院（対象入院者数71名）であるが、地域移行支援を利用した病院は9病院のみである。

指定一般相談支援事業所では相談支援専門員が52名（平均2.1名）配置されている。調査時点で地域移行支援を行っているのは6事業所（対象者数17名、うち精神科病院入院者は14名）だが、地域移行の受給者証の交付を受けているのは2名のみである。また地域定着支援を行っているのは2事業所（4名、うち精神科病院入院者3名）だが、地域定着の受給者証の交付を受けている1名のみである。地域移行支援に繋がらない理由は職員配置の問題、計画相談で多忙、精神科病院との繋がりのなさが挙げられ、地域定着支援に繋がらない理由は24時間対応の負担、職員配置の問題、緊急対応が挙げられている。

指定特定相談支援事業所では相談支援専門員が87名（平均2.1名）配置されている。調査時点で地域移行支援を行っているのは6事業所（対象者数20名、うち精神科病院入院者数は16名）で、基本相談又は委託事業所としての支援（14名）、計画相談及び給付の対象とならない移行支援（6名）である。地域定着支援を行っているのは13事業所（28名、うち精神科病院入院者数は19名）で、基本相談又は委託事業所としての支援（12名）、計画相談及び給付の対象とならない定着支援（16名）である。なお、指定一般相談支援事業の指定の可能性について、あると回答したのは3事業所、検討中は6事業所、ないは26事業所であった（未回答6事業所）。指定を受けない理由としては24時間対応の負担感、職員配置の問題、緊急対応が挙げられている。

課題のクロス分析の結果、病院側はタイムリーな支援、断らないこと、グループホーム等受け皿の確保を要望し、相談支援事業所側は患者が不安定になった時の受け入れ体制、入院中からの基本的な生活習慣を高める働きかけを要望する傾向があった。なお希望する研修としては具体的な実践の取組や職種を超えた実施等があった。地域移行の苦労は、受け皿の確保、家族の理解が共通している。

IV 考察

精神科病院に関わりのある相談支援事業所は多いが、地域移行・地域定着の個別給付数は少ない。退院可能性のある入院患者を地域に繋げていくためには、それぞれの機関でできることを具体的に示して活動することが必要である。また指定一般相談支援事業所の課題と指定特定相談支援事業所の不安は共通しており、課題が解決できれば事業拡大や新規事業所参入が見込められると思われる。